令和６年１１月２２日

まちづくり委員会資料

公園内における喫煙の取り扱いに係わる
パブリックコメントの実施結果について

建 設 緑 政 局

公園内における喫煙の取扱いに係わるパブリックコメントの実施結果について

1　概要

公共施設における喫煙につきましては、「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」に基づき対策が行われておりますが、公園は喫煙禁止の対象施設とはなっていないことから、公園内での喫煙については、利用者のマナーとして、他の公園利用者の方々に迷惑にならないようお願いしてまいりました。

しかしながら、「吸い殻が捨てられている」「子供が遊具で遊んでいるにも関わらず、その近くで吸っている人がいる」といった喫煙マナーに関する複数の声が寄せられていたことなどから、望まない受動喫煙の軽減、たばこの火による安全面や吸い殻のポイ捨ての改善を図り、子どもたちが安全に安心して利用できる環境を確保するため、市内６公園において禁煙化の試行実施やアンケートを行い、その上で、公園内における喫煙の取り扱いについての方針案をとりまとめ、これについて市民の皆様の御意見を募集しました。

その結果、１８８通（総意見数４９４件）の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する市の考え方について、つぎのとおり公表いたします。

2　意見募集の概要

題　　名	公園内における喫煙の取り扱いに係わる意見募集（パブリックコメント）について
意見の募集期間	令和６年９月１０日（火）から１０月１０日（木）まで
意見の提出方法	電子メール（専用フォーム）、ＦＡＸ、郵送、持参
募集の周知方法	・市ホームページ ・市政だより（９月１日号掲載） ・各区役所、支所及び出張所（市政資料コーナー） ・かわさき情報プラザ（市役所本庁舎復元棟２階） ・教育文化会館及び市民館（分館含む）、各図書館（分館含む） ・建設緑政局緑政部みどりの管理課（市役所本庁舎１７階） ・各区役所道路公園センター ・公園管理事務所等（富士見公園クラブハウス、東田公園コミュニティハウスさくら、緑化センター管理事務所、等々力球場インフォメーション、等々力緑地Uvanceとどろきスタジアム by Fujitsu メインスタンド１階管理事務所、生田緑地東口ビジターセンター、生田緑地西口サテライト、生田緑地整備事務所、大師公園管理事務所、夢見ヶ崎動物公園事務所、橘公園TACHIBANA HUT、早野聖地霊園事務所、緑ヶ丘霊園事務所）

結果の公表方法	・市ホームページ ・各区役所、支所及び出張所（市政資料コーナー） ・かわさき情報プラザ（市役所本庁舎復元棟２階） ・教育文化会館及び市民館（分館含む）、各図書館（分館含む） ・建設緑政局緑政部みどりの管理課（市役所本庁舎１７階） ・各区役所道路公園センター ・公園管理事務所等（富士見公園クラブハウス、東田公園コミュニティハウスさくら、緑化センター管理事務所、等々力球場インフォメーション、等々力緑地Uvanceとどろきスタジアム by Fujitsu メインスタンド１階管理事務所、生田緑地東口ビジターセンター、生田緑地西口サテライト、生田緑地整備事務所、大師公園管理事務所、夢見ヶ崎動物公園事務所、橘公園TACHIBANA HUT、早野聖地霊園事務所、緑ヶ丘霊園事務所）

３　結果の概要

意見提出数（意見件数）		**１８８通（４９４件）**
内訳	意見提出フォーム	１３３通（３４９件）
	電子メール	１８通（　５１件）
	ＦＡＸ	１９通（　４５件）
	郵送	１５通（　４３件）
	持参	３通（　　６件）

禁煙・分煙等の主な意見の割合		**１８８通（１００%）**
内訳	公園の全面禁煙を望む意見	８５通（４５．２%）
	公園の原則禁煙を望む意見	６２通（３３．０%）
	すべての公園を分煙にすることを望む意見	１９通（１０．１%）
	公園を全面禁煙または原則禁煙とすることに否定的な意見	１２通（　６．４%）
	上記以外の意見	１０通（　５．３%）

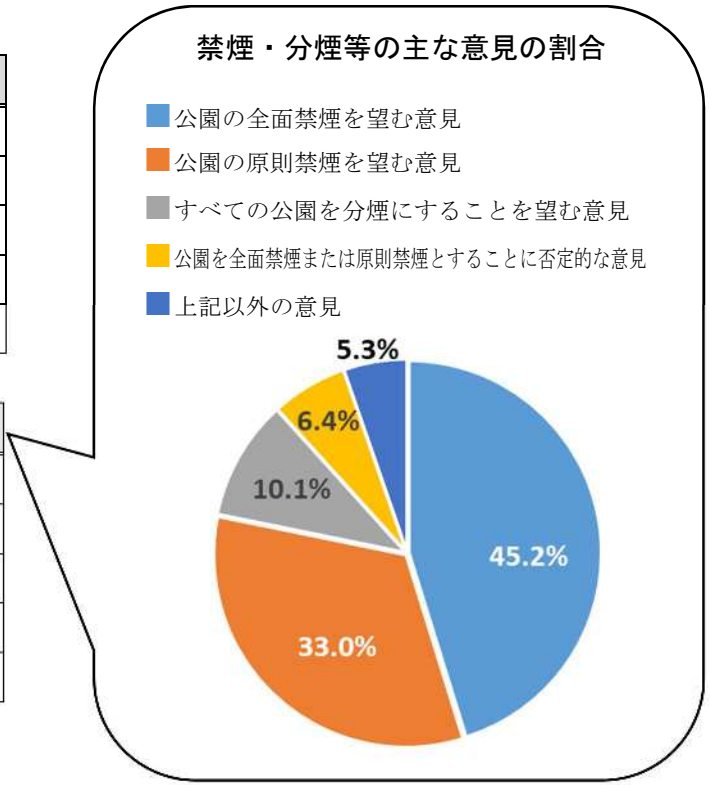

4　案に関するパブリックコメントの実施結果

（1）実施結果

【対応区分】

A　御意見を踏まえ、反映したもの

B　御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえ取組を推進するもの

C　今後の取組を進めていく中で参考とするもの

D　案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明するもの

E　その他

【意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計
1　公園の全面禁煙を望む意見	0	0	0	８５	0	８５
2　公園の原則禁煙を望む意見	3	５４	0	5	0	６２
3　すべての公園を分煙にすることを望む意見	0	8	0	１１	0	１９
4　公園を全面禁煙または原則禁煙とすることに否定的な意見	0	0	0	１２	0	１２
5　喫煙可能スペースの考え方に関わる意見	２６	３５	0	２５	0	８６
6　都市公園条例を改正することついての意見	0	６１	0	7	0	６８
7　公園内での喫煙に関する現在の課題・懸念事項	0	３７	0	7	0	４４
8　公園を禁煙化するにあたり、市に期待する取組について	0	５９	5	6	1	７１
9　その他	0	0	0	8	３９	４７
計	**２９**	**２５４**	**5**	**１６６**	**４０**	**４９４**

（2）主な意見と本市の対応

公園内の禁煙化を求める意見、喫煙可能スペースの仕様に関する要望、公園を禁煙化するにあたり、市に期待する取組などの御意見が寄せられました。

寄せられた意見が、案に沿ったもの、喫煙可能スペースの仕様について、灰皿やパーテーションの設置に関するものなどであったことを踏まえ、「公園内における喫煙の取り扱いの考え方（案）」について、一部見直しを行った上で、今後、都市公園条例の禁止行為に「喫煙すること」を追加する条例改正の手続きを進めてまいります。

５　具体的な御意見の内容と市の考え方

（１）公園の全面禁煙を望む意見（８５件）

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	公園全面禁煙化に大賛成です。公共の場なので、誰でも安心して利用できる場にしてほしい。 （他同趣旨５４件）	健康増進法の改正により、地方公共団体には受動喫煙対策の推進について高い責務が求められているなか、本市では喫煙者・非喫煙者双方の立場に配慮した環境づくりも必要と考えており、公園内は原則禁煙、ただし常駐管理者のいる公園は喫煙可能スペースを設けられることを取組の方向性としております。	D
2	公園での喫煙は全面的に反対です。都市公園は管理者の常駐の有無、規模の大小を問わず、全て全面喫煙禁止にしてほしい。 （他同趣旨２９件）		D

（２）公園の原則禁煙を望む意見（６２件）

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
3	受動喫煙防止の観点から、示された施策には賛成です。 何が何でも喫煙はダメと言うのではなく、行事の責任者の判断で喫煙可能とする特例を設けて頂きたいと思います。 （他同趣旨２件）	都市公園における禁止行為に加えた場合についても、川崎市都市公園条例第３条に基づく公園内の行為許可を受けることにより、イベント開催時等（地域の行催事、公園を利用したイベント等）に主催者が喫煙スペースを一時的に設置することは可能です。申請の際に、イベントの内容、喫煙スペースの位置等を示していただき、他の利用者の動線への配慮、吸い殻の清掃等の条件を付すことがございます。町内会など、例年イベント等で公園を利用されている団体には、適切に周知・説明してまいります。 いただいた御意見を踏まえ、イベント時の取扱いについて追加しました。	A

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
4	公園は原則禁煙、管理者のいる公園のみ可とする案に賛成です。 （他同趣旨４７件）	望まない受動喫煙の軽減、たばこの火による安全面やポイ捨ての改善を図り、子どもたち等が安全に安心して利用できる環境 を確保するため、引き続き取り組んでまいります。	B
5	公園はみんなが使う場所なので禁煙や看板設置には賛成ですが、大きい公園などには喫煙所の設置を希望します。 （他同趣旨５件）	喫煙可能スペースの管理や美観の維持などを考慮し、常駐管理者のいる１８公園に喫煙可能スペースを設けられることを取組の方向性としております。	B
6	公園は原則、禁煙とするのが良い。ただし、携帯灰皿を使用し、後始末を確実に実施し、公園の管理者及び使用者に迷惑を掛けなければ喫煙は許可する。 （他同趣旨２件）	公共施設における喫煙につきましては、「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」に基づき対策が行われておりますが、公園は喫煙禁止の対象施設とはなっていないことから、公園内での喫煙については、利用者のマナーとして、他の公園利用者の方々に迷惑にならないようお願いしてまいりました。 しかしながら、喫煙マナーに関する複数の声が寄せられており、望まない受動喫煙の軽減、たばこの火による安全面や吸い殻のポイ捨ての改善を図り、子どもたちが安全に安心して利用できる環境を確保するため、公園内を原則禁煙、ただし常駐管理者のいる１８公園は、喫煙可能スペースを設けられることを取組の方向性としております。	D
7	公園の原則禁煙に賛成ですが、他人に迷惑を掛けないで自己責任でという道を残していくのがよろしいのではと思います。		D
8	市の施策に賛成です。多様性ある方々が公園を利用できるよう、可能な範囲内で分煙にすることが望ましいと思います。		D

（3）すべての公園を分煙とすることを望む意見（１９件）

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
9	全ての公園に喫煙可能スペースを設けた方が良いです。各公園にきちんとした喫煙所があれば、特段の問題はないと思います。 （他同趣旨１０件）	健康増進法の改正により、地方公共団体には受動喫煙対策の推進について高い責務が求められているなか、喫煙者・非喫煙者双方の立場に配慮した環境づくりも必要と考えており、望まない受動喫煙の軽減、たばこの火による安全面やポイ捨ての改善を図り、子どもたち等が安全に安心して利用できる環境 を確保するため、公園内を原則禁煙、ただし一部公園には喫煙可能スペースを設けられるとしており、喫煙可能スペースの管理や美観の維持等を考慮し、常駐管理者のいる１８公園を対象としております。	D
10	建屋内は禁煙、屋外は喫煙所を設けた分煙が望ましいと思います。喫煙者、非喫煙者、乳幼児や妊婦など、それぞれが公園内で楽しく過ごすためには、喫煙出来るエリアを定め、皆が理解して過ごせる環境を提供するべきだと思います。 （他同趣旨７件）		D

（4）公園を全面禁煙または原則禁煙とすることに否定的な意見（１２件）

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
11	喫煙者のマナーさえ良ければ全面禁煙にする必要はない。 （他同趣旨６件）	公共施設における喫煙につきましては、「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」に基づき対策が行われておりますが、公園は喫煙禁止の対象施設とはなっていないことから、公園内での喫煙については、利用者のマナーとして、他の公園利用者の方々に迷惑にならないようお願いしてまいりました。 しかしながら、喫煙マナーに関する複数の声が寄せられており、望まない受動喫煙の軽減、たばこの火による安全面や吸い殻のポイ捨ての改善を図り、子どもたちが安全に安心して利用できる環境を確保するため、公園内を原則禁煙といたしました。ただし喫煙者・非喫煙者双方の立場に配慮した環境づくりも必要と考えており、常駐管理者のいる１８公園は喫煙可能スペースを設けられることを取組の方向性としております。	D
12	公園は憩いの場であり、禁煙とするのは難しいと思います。 （他同趣旨３件）		D
13	禁煙化に反対です。屋外での規制をかけるのは健康増進法にも記載がないのに、国の法以上の規制をする必要は感じません。喫煙者は少数で嫌煙者は多数でしょうが、少数を排除するのではなく、お互いに譲り合う環境を残しておくことが必要あると思います。		D

（５）喫煙可能スペースの考え方に関わる意見（８６件）

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
14	現在の案として出ている区画の仕切りのみでの対応は難しく、現実的にはスペース外での喫煙やポイ捨てが増加すると思います。受動喫煙の防止なども踏まえると、パーテーションの設置は最低限必要であり、灰皿についてもそこでのポイ捨てを防ぐ観点から必要であると考えます。 （他同趣旨８件）	当初、喫煙可能スペースには指定管理者等が自ら設置する場合を除き、灰皿・目隠しなどを設置しないことを取組の方向性としておりましたが、いただいたご意見を踏まえ、「喫煙可能スペースの仕様（灰皿・目隠し等）は、各公園の利用実態・規模等に応じて常駐管理者と協議のうえ、決定」するものとし、喫煙可能スペースの考え方を見直しました。	A
15	大きな公園の場合はコーンで囲み分煙にするとのことですが、いくら離れた場所とは言え煙は流れますし中途半端になると思うので反対です。分煙するなら囲いを設置してきちんとした分煙場所にするべきと思います。 （他同趣旨７件）		A
16	灰皿を置き、日々の清掃や見回りや環境配慮ができるならば常駐管理者がいる公園に喫煙可能スペースを設けるのはいいと思う。 （他同趣旨６件）		A
17	常駐管理者がいらっしゃる公園の喫煙所等に関しましては現場の方、運営者の方のご意見を含めてご検討ください。		A
18	指定管理者等に設置させるのではなく、市の責任として分煙を進めてもらいたい。		A
19	公園における禁煙の取り扱いの考え方（案）の内容で問題有りません。 （他同趣旨９件）	望まない受動喫煙の軽減、たばこの火による安全面やポイ捨ての改善を図り、子どもたち等が安全に安心して利用できる環境 を確保するため、引き続き取り組んでまいります。	B
20	公園の喫煙所は散策者や遊戯者が受動喫煙しない場所に設置してほしい。（他同趣旨９件）	喫煙可能スペースについては、公園利用者の動線から離れた場所にコーン等で区画し、標識の掲示をします。	B

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
21	不特定の人々が訪れる大規模な公園でも、喫煙所を設置し、併せて誘導サインを設置することで、公園内の喫煙マナーがしっかり守られるのではないでしょうか。 （他同趣旨４件）	喫煙可能スペースの設置場所については、園内案内版・パンフレット等で適切に周知してまいります。	B
22	１年ほど喫煙スペースを設置しても効果が見られない公園については、個別に廃止し禁煙化にしても仕方無いことと思います。 （他同趣旨４件）	喫煙可能スペースの運用については、管理上支障が生じた場合には、撤去することもございます。	B
23	大きい公園は喫煙所を公園に１つではなく複数箇所設置してほしいと思います。 （他同趣旨１件）	喫煙可能スペースの設置個所数については、公園の規模・利用実態に合わせて、常駐管理者と協議のうえ決定いたします。	B
24	小さい子供の安全は考慮して設置すべきと思います。	喫煙可能スペースについては、公園利用者の動線から離れた場所にコーン等で区画し、標識の掲示をします。また、喫煙可能スペースの設置対象となる１８公園については、公園の利用実態や規模等が異なることから、「喫煙可能スペースの仕様（灰皿・目隠し等）は、各公園の利用実態・規模等に応じて常駐管理者と協議のうえ、決定」に見直しました。	B
25	スペース付近は副流煙の恐れもあるため、その点に配慮した仕様が求められると考えます。		B
26	喫煙場所を囲うコーンの色を赤ではなく緑にしてほしい。赤は目立ちますが、興ざめな感じです。		B
27	もし喫煙所を設置するなら、完全密封として、けむりやにおいが外部に漏れ出ないようにしていただきたいと思います。 （他同趣旨５件）		D
28	喫煙スペースの有無を管理者がいる・いないで決めるのは不自然です。管理の問題もあるのだとは思いますが、公園の機能によって検討すべき事項かと思います。 （他同趣旨５件）	喫煙可能スペースの管理や美観の維持等を考慮し、常駐管理者のいる１８公園に喫煙可能スペースを設けられることを取組の方向性としております。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
29	吸い殻入れを置かないのに賛成。吸った人は携帯吸い殻入れに入れて持ち帰りをお願いする。公園にはもともとゴミ箱の設置はありません。 （他同趣旨４件）	当初、喫煙可能スペースには指定管理者等が自ら設置する場合を除き、灰皿・目隠しなどを設置しないことを取組の方向性としておりましたが、喫煙可能スペースの設置対象となる１８公園については、公園の利用実態や規模等が異なることから、「喫煙可能スペースの仕様（灰皿・目隠し等）は、各公園の利用実態・規模等に応じて常駐管理者と協議のうえ、決定」に見直しました。	D
30	紙タバコの服に臭いがついてしまう事情を踏まえ、加熱式タバコ限定スペースがあれば尚良いと思います。 （他同趣旨３件）	たばこの種類により喫煙可能スペースを分けることは予定しておりませんが、公園の利用実態に合わせて、常駐管理者と協議のうえ、喫煙可能スペースの運用方法についても検討いたします。	D
31	喫煙スペースの確保については、三角コーンと安全バーで区画するのではなく、高さ 3m のポールを立て、半径 3m 以内で喫煙するようにする。 ポールには地面埋め立てる。	喫煙可能スペースについては、公園利用者の動線から離れた場所にコーン等で区画し、標識の掲示をします。また、喫煙可能スペースの設置対象となる１８公園については、公園の利用実態や規模等が異なることから、「喫煙可能スペースの仕様（灰皿・目隠し等）は、各公園の利用実態・規模等に応じて常駐管理者と協議のうえ、決定」に見直しました。	D
32	常駐管理がいない公園では、（常駐管理者のいる公園で設置が予定されているような）灰皿を置かないポール等で区画化した喫煙所を設けて頂きたい		D
33	仮に公園内に喫煙スペースを設けるとしても、指定管理者等がいない時間は喫煙禁止とするべきです。	公園の利用実態に合わせて、常駐管理者と協議のうえ、喫煙可能スペースの運用方法についても検討いたします。	D
34	終日喫煙可能でなくても、時間分煙の観点から、日中は禁煙でも夕方から早朝のみ、喫煙可能にする公園もあってよいと思います。	公園の供用時間は基本的に 24 時間であり、いつでもだれでも使える施設です。 子供や高齢者を含む様々な方が公園を使うことを鑑みると、受動喫煙軽減の観点から、一律に、夕方から早朝などの時間帯や曜日による規制解除は難しいものと考えております。	D

（６）都市公園条例を改正することについての意見（６８件）

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
35	都市公園条例の禁止行為として喫煙を追加することに賛成します。 （他同趣旨４０件）	望まない受動喫煙の軽減、たばこの火による安全面やポイ捨ての改善を図り、子どもたち等が安全に安心して利用できる環境 を確保するため、引き続き取り組んでまいります。	B
36	「都市公園条例を改正し、禁止行為に喫煙を加えること」については反対です。行政機関として平等、共存を考えるべきと思います。 （他同趣旨２件）	公園内における喫煙の取り扱いについて、アンケートやこれまで寄せられた声から、公園内での喫煙に対して、何らかの対策が求められていること、改正健康増進法では特定施設以外の屋外については喫煙者の周囲への配慮義務までしかないので、実行性が担保できないこと、「喫煙」を条例の禁止事項に加えることで、公園ルールの周知・案内が分かりやすい形で行えることを都市公園条例の禁止事項に喫煙を加える考え方としております。	D
37	マナーの徹底と違反した場合の罰則も制定いただきたいです。 （他同趣旨１９件）	公園で許可なく川崎市都市公園条例第４条の禁止行為を行った場合は、過料に科される対象になるため、適切に公園ルールの周知・案内を行ってまいります。	B
38	禁止される「喫煙」の定義については、火のついていないタバコを口に咥える行為も含むべきと考えます。	健康増進法（平成１４年法律第１０３号）第２８条第２号では喫煙の定義を「人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。）を発生させることをいう」としており、本市の都市公園条例における喫煙の定義についても同様の取扱いを予定しております。	D
39	タバコの定義を明確化されるべきです。例えば「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」では、対象は紙巻きタバコだけであり加熱式タバコは実質的には制限・規制が設けられていません。その延長で考えれば、本資料でも制限されているのはあくまでも紙巻きタバコであり、加熱式タバコは制限外という認識ですが、正しい認識でしょうか？誤りでしたら、その点は明確にされると良いと思います。 （他同趣旨２件）		D

（７）公園内での喫煙に関する現在の課題・懸念事項（４４件）

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
40	ポイ捨てだけはやめてもらいたいと思っています。きちんと吸った後の片づけはして欲しいと思っています。 （他同趣旨２４件）	本市では、公園内を原則禁煙化することを取組の方向性としております。市民の皆様に気持ちよく公園をご利用いただけるよう、公園内の原則禁煙化の周知啓発、公園利用に係わるマナーの啓発、パトロール員による巡回・指導に取り組んでまいります。 いただいたご意見については、今後の公園管理運営の参考にさせていただきます。	B
41	公園清掃の時も吸いガラは必ずあります。これから落葉の季節になると吸いガラが枯れ葉に混ざっており、火災の心配をします。 （他同趣旨５件）		B
42	朝の掃除のときは缶飲料、ペットボトル、煙草の吸い殻などが多く見られます。煙草の吸い殻はベンチの下、植え込みや芝生の中などに毎日数本捨てられています。ライターも今まで何本か見つかっています。吸い殻やライターなどは危ないと思うことがあります。 （他同趣旨２件）		B
43	喫煙者がタバコをすって歩いていると手の指にはさんだ火がちょうど子どもの目の高さの近くになることがありとても危険です。 子どもは急に走りだしたりするので火傷などが心配です。安心して遊んでもらえるようにしてほしいです。 （他同趣旨２件）		B
44	夜間に中・高校生がグループで公園に集まり、タバコを吸っている例が見られる。注意しようにも、怖くてできない。みんなの公園なので安心して使えるようにしてもらいたい。 （他同趣旨６件）		D

（８）公園を禁煙化するにあたり、市に期待する取組について（７１件）

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
45	禁煙かつ、分かりやすく注意を促す看板などの設置を希望します。 （他同趣旨２５件）	本市では、公園内を原則禁煙化することを取組の方向性としております。「喫煙をすること」が川崎市都市公園条例第４条の禁止行為に加わった際には、広く市民の皆様に周知を図るため、現地への看板の設置やホームページ等による広報について取り組んでまいります。	B
46	実効性を担保するため監視員による見回りを実施してください。（他同趣旨７件）	本市では、公園内を原則禁煙化することを取組の方向性としており、「喫煙をすること」が川崎市都市公園条例第４条の禁止行為に加わった際には、現地での巡回・指導等について取り組んでまいります。	B
47	公園内での禁煙を実現していくためにも、市民に広く周知し、浸透することがポイントになると思いますので、公園内での禁煙が決まったら広報などに力を入れる必要があると思います。（他同趣旨１６件）		B
48	喫煙者のモラルの問題だと感じており、モラル向上のキャンペーンや掲示告知こそ必要と思います。（他同趣旨４件）		B
49	川崎市内には県立の東高根森林公園がありますが、ぜひ県と歩調を合わせて頂き、東高根森林公園も禁煙化していただくようおねがいします。（他同趣旨１件）	東高根森林公園に関しては、本市の取組を神奈川県に共有しており、いただいた御意見についても共有してまいります。	B
50	緑地についても禁煙として頂けるよう、検討をお願いします。	本取組においては、緑地についても対象となっております。	B
51	ベンチの隙間に吸殻を突っ込んで放置していることもよく見かけるので、ベンチに座って視界に入る場所に禁煙サインがあると良いと思います。	本市では、公園内を原則禁煙化することを取組の方向性としており、「喫煙をすること」が川崎市都市公園条例第４条の禁止行為に加わった際には、広く市民の皆様に周知を図るため、現地への看板の設置やホームページ等による広報について取り組んでまいります。いただいたご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。	C
52	外国人にもわかるサインが必要だと思います。		C

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
53	公園の管理を任されている人たちが禁煙を守られるように注意や呼び掛けることは出来るのでしょうか、こういう、ルールも示して戴けるとありがたいです。 （他同趣旨１件）	本市では、公園内を原則禁煙化することを取組の方向性としており、「喫煙をすること」が川崎市都市公園条例第４条の禁止行為に加わった際には、原則禁煙化の周知・広報について取組んでまいります。 いただいたご意見については、今後の公園管理運営の参考にさせていただきます。	C
54	インバウンド人口の増加を考慮しても彼らへの啓蒙も必要と思います。		C
55	ルール違反の喫煙者を通報するためのアプリなどの仕組みを作ってください。	市民の皆様に気持ちよく公園をご利用いただけるよう、公園内の原則禁煙化の周知啓発、公園利用に係わるマナーの啓発、パトロール員による巡回・指導に取り組んでまいります	D
56	スペース付近でのポイ捨てや利用マナーの問題はどうしても発生すると思いますので、監視カメラ設置など、問題防止への意識付けとなる対応も併せて必要であると思います。 （他同趣旨４件）		D
57	他のゴミ放置への注意書き掲示板も増やして頂きたい。	公園の利用ルールやマナーに関する周知・啓発について、引き続き取組んでまいります。いただいたご意見については、今後の公園管理運営の参考にさせていただきます。	E

（９）その他（４７件）

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
58	ルールを決めてしまうのではなく、いろんな人がそれぞれ自分で考えて使える、そんな公園が素敵だと思います。	市民の皆様に気持ちよく公園をご利用いただけるよう、公園内の原則禁煙化の周知啓発、公園利用に係わるマナーの啓発、パトロール員による巡回・指導に取り組んでまいります	D
59	喫煙所以外では喫煙しておりません。私たちの税金を有効に活用していただけないでしょうか。 （他同趣旨５件）	たばこ税は特定の目的にあてる財源ではなく、広く様々な事業に使われる一般財源であり、たばこ政策だけに使われる性質の税金ではありません。	D
60	タバコ税を使った専用喫煙所の設置や喫煙所設置事業者による補助金等ハード及びソフト面での対応を望みます。		D
61	公園だけでなく、路上での禁煙も進めてほしい。 （他同趣旨１９件）	道路も公園も多くの市民が利用する場所ですが、公園は特に子どもたちが利用する機会が多いことから望まない受動喫煙の軽減、タバコの火による安全面や吸い殻のポイ捨ての改善を図るため、施設管理者として公園における喫煙の取り扱いを定めるものです。なお、道路上での喫煙に係わる取扱いの御意見は今後の参考とさせていただきます。	E
62	指定喫煙所を増やすべき。その理由は喫煙所が少ないから路上で喫煙する人がいるため。公園だけでなく駅の前にも喫煙所を作ってほしいです。 （他同趣旨２件）	川崎市路上喫煙の防止に関する条例は、道路や駅前広場などで、市民等の身体及び財産の安全の確保を図り、もって市民の生活環境の向上に資することを目的としています。指定喫煙所の環境・設置等に関する御意見は関係部署と共有します。	E
63	駅・バス停周辺や屋外で見かける屋根のない喫煙所は、仕切板で囲ってあるだけで、風向きや強風等によりタバコの煙・臭いを広範囲に拡散させ、多くの人が受動喫煙被害にさらされてしまいます。駅前の喫煙所に屋根かけてください （他同趣旨２件）		E

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
64	広場や市有地に置かれているベンチも禁煙対象とするべきと考えます。禁煙化の必要性は公園だけでなく、広場やベンチであってもまったく同じなのですから、広場や市有地のベンチを禁煙化から除外する理由はないはずです。 （他同趣旨４件）	公園は特に子どもたちが利用する機会が多いことから望まない受動喫煙の軽減、タバコの火による安全面や吸い殻のポイ捨ての改善を図るため、施設管理者として公園における喫煙の取り扱いを定めるものです。なお、公園以外の公共スペースでの喫煙に係わる取扱いの御意見は今後の参考とさせていただきます。	E
65	明るく安全、安心な町づくりのため、植栽の整備、照明など環境の増進に一層の努力をお願いします。（他同趣旨２件）	いただいたご意見については、今後の公園整備の参考にさせていただきます。	E
66	川崎市内では、たばこ製品の広告や宣伝、スポンサーになることも全面的に禁止して欲しいです。商店の中でも、たばこを陳列できない様にもしてほしいです。	たばこ製品の広報・販売については、今回の意見募集の趣旨範囲とは異なります。	E
67	禁煙外来を建設して下さい。	禁煙外来については、今回の意見募集の趣旨範囲とは異なります。	E
68	マンション内の清掃時に吸殻を見ます、人混みを避けて喫煙は良いとしてもポイ捨ては火災などの心配がありやめてもらいたい。	私有地での喫煙については、今回の意見募集の趣旨範囲とは異なります。	E
69	喫煙よりも、むしろ猫や鳩への餌やりを禁止して欲しいです。糞の被害の問題があるからです。	公園の利用ルールやマナーに関する周知・啓発について、引き続き取組んでまいります。いただいたご意見については、今後の公園利用マナーの参考にさせていただきます。	E
70	小さな子を育てる立場としては、子どもをどのような環境で育てるかはとても大切です。別件ですが西加瀬に物流センターができれば、また出入りする方の喫煙が増えると推測しています。あまりに喫煙者の多いエリアであれば引っ越しを検討しています。子育て世帯の確保は市にとっても最重要事項のひとつかと存じます、是非子育てしやすい環境づくりに取り組んでいただけたら幸いです。	公園施設以外の御意見については、今回の意見募集の趣旨範囲とは異なります。	E

公園内における喫煙の取り扱いに係わるパブリックコメントの実施について

1.目的

○　平成３０年に健康増進法が改正され、**「国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進する」**こととされました。
○　これまで、公園内の喫煙に対して様々なご意見が寄せられており、公園管理者として**何かしらの受動喫煙対策を求められています。**
○　公園内での**望まない受動喫煙の軽減、タバコの火による安全面やポイ捨てに伴う美化に係る課題等**を整理し、**喫煙の取り扱いを整理します。**

2.現状の対応

川崎市の公共施設における喫煙については「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」に基づき対策が行われていますが、**屋外施設（公園、道路等）は禁煙の対象になっていないため、禁止はしておりません。**
現在、公園内での喫煙については**公園利用者のマナー**として、**他の公園利用者の方々に迷惑にならないよう配慮のお願い**や、**注意喚起の看板設置**をしているところです。

参考：実際に公園に設置している注意喚起看板

3.公園利用者からの喫煙に対する意見

建設緑政局宛てに届く意見は、公園内での喫煙による副流煙についてが多く、各区役所道路公園センター宛てに届く意見は、吸い殻のポイ捨て、喫煙による周辺へのにおい、注意喚起看板設置の要望が多い傾向にあります。

（１）建設緑政局宛て、過去３カ年に届いた受動喫煙に関する意見数

	市長への手紙	サンキューコール	オンブズマン	その他	合計
R3年度	5件	0件	0件	2件	7件
R4年度	9件	0件	1件	1件	11件
R5年度	8件	1件	1件	6件	16件
R6年度	10件	0件	0件	8件	18件

※令和６年度については７月３１日時点

＜参考：道路公園センター宛てに届いた喫煙全般に関する意見数＞

区	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
R4年度	5件	8件	10件	9件	8件	7件	14件	61件
R5年度	3件	8件	5件	12件	6件	1件	11件	46件

※各区役所道路公園センターの公園陳情処理簿から集計
※意見の主な内容：吸い殻のポイ捨て、におい、注意喚起看板設置の要望等

（２）受動喫煙に関する主な意見内容

○　目の前の公園に複数人が毎日のようにタバコを吸いながら長時間談笑しております。家族に気管支系の疾患持ちがいて、**健康面での不安もあり、公園の喫煙ルールについて厳格化してほしい。**
○　公園や屋外ベンチなどでは喫煙者がいるため、**非喫煙者は受動喫煙をしたくないためにそこには近寄れません。**
○　登下校時などでも子どもの近くで歩きたばこしている人がいて危険で健康に悪い。ある公園ではベンチやブランコ周辺が吸い殻ばかり。
○　公園の中で毎朝タバコを吸ってる人がいます。みんなの公園を汚してほしくないです。**タバコ吸ってる人がいると怖くて公園に行きたくない。**
○　赤ちゃんは息を止めることもできず、副流煙をまともに吸い込んでしまいます。市民の心身の健康のため、市内全域の路上喫煙禁止の実現をしてほしい。
○　吸い殻のポイ捨てがあったり、**遊具の近くのベンチで子供が遊んでいるにも関わらず吸っている人がいます。誰でも公園を気持ちよく利用できるように条例を改正してほしい**と強く望みます。

4.他都市の状況

他都市の公園での喫煙に関する取扱いは、各都市が制定する健康関連条例に基づき公園を禁煙化している自治体と、公園管理者が定める管理条例により禁煙化を予定している自治体に分けられます。

（１）健康関連条例に基づき取組を行っている自治体

	範囲	内容	根拠	開始年月日
相模原市	全公園 625箇所	全面禁煙化 （12箇所で分煙）	健康づくり推進条例	令和5年10月1日
千葉市	全公園 1,131箇所	全面禁煙化 （2箇所で分煙）	市受動喫煙防止条例等	令和2年4月1日

（２）公園管理者が定める管理条例による取組を予定している自治体

	内容	試行実施期間
さいたま市	Ｒ４年度：４公園で禁煙化試行 ※対象公園でアンケート調査を実施	令和４年７月２１日～ 令和４年１０月２１日
	Ｒ５年度：全公園で禁煙化試行（全1,087箇所） ※４ｈａ以上の大規模公園(24箇所)のみ分煙	令和５年４月１日～ ※実施中
横浜市	５公園を禁煙化試行（全2,715箇所） ※対象公園でアンケートを調査実施	令和５年１０月１４日～ 令和５年１１月１９日
	パブリックコメントを実施 ※条例改正を検討中	令和６年４月１８日～ 令和６年５月３１日

公園内における喫煙の取り扱いに係わるパブリックコメントの実施について

5.試行実施について

公園内における受動喫煙対策に向けた取組を進めるため、対象公園を選定して禁煙の試行実施するとともに、利用者アンケートを実施しました。

（1）対象公園選定の考え方

①指定管理者または現在配置している公園パトロール員（南部地区）によって現地確認ができる公園
②公園種別・規模ごとに、特徴のある立地場所や利用者から意見があった公園

（2）対象公園

	公園名	所在地	種別	面積(㎡)	概要	主な公園施設
1	等々力緑地	中原区 等々力1-1	総合	435,914	各種競技が行える大規模な指定管理公園	各種競技場、野球場、釣池、広場、アリーナ、事務所　等
2	大師公園	川崎区 大師公園1	地区	87,956	遊具や庭園の他に運動も可能な指定管理公園	中国庭園、野球場、テニスコート、遊具、事務所　等
3	西菅公園	多摩区 菅北浦4-13	近隣	20,000	遊具の他に運動も可能な公園	野球場、テニスコート、遊具、広場
4	東渡田 第２公園	川崎区 鋼管通1-8-1	街区	2,154	病院前にある身近な公園	遊具、広場
5	東田公園	川崎区 東田町3-25	街区	3,221	商店街の中にある身近な公園	コミュニティハウス、遊具、広場
6	こすぎ コアパーク	中原区 小杉町3-1302	街区	1,100	駅前にある身近な公園	飲食店舗、広場

＜参考（川崎市の都市公園数）※令和６年３月３１日時点＞

	住区基幹			都市基幹		特殊				都市緑地	都市林	緑道	合計
	街区	近隣	地区	総合	運動	風致	動植物	広場	墓園				
公園数	1000	31	6	4	1	1	1	1	2	95	43	19	1,204

（3）実施内容

・**対象公園は試行期間中、全面禁煙化します。**（加熱式タバコも対象）
　※イベント開催時等に主催者が設置する喫煙所を除く。
・適宜、パトロールを実施し、**喫煙をしないよう御協力のお願いをします。**
・対象公園の入口等に試行中であることを示す周知看板、ポスタ等の掲示。
・対象公園で、**公園内における受動喫煙対策の考え方について、手渡しアンケートを実施。**

（4）期間

令和６年３月１日（金）～令和６年４月３０日（火）　６１日間
※公園利用者が増加する春休みの時期を中心に実施

①等々力緑地

②大師公園

③西菅公園

④東渡田第２公園

⑤東田公園

⑥こすぎコアパーク

6.実施の様子

＜試行実施期間中の様子＞

公園内における喫煙の取り扱いに係わるパブリックコメントの実施について

6.試行の結果

（1）アンケートの回答（回答者数５１８人）

公園名	所在地	種別	調査日	回答数
等々力緑地	中原区等々力1-1	総合	3/23(土)、3/27(水)	104
大師公園	川崎区大師公園1	地区	3/23(土)、3/27(水)、4/11(木)	122
西菅公園	多摩区菅北浦4-13	近隣	3/23(土)、3/29(金)、4/12(金)	105
東渡田第２公園	川崎区鋼管通1-8-1	街区	3/23(土)、3/27(水)、4/11(木)	26
東田公園	川崎区東田3-25	街区	3/23(土)、3/27(水)	105
こすぎコアパーク	中原区小杉町3-1302	街区	3/23(土)、3/27(水)	56
			総計	５１８

喫煙習慣の割合　吸わない（禁煙した）：85％　よく吸う：11％　たまに吸う：4％

公園での喫煙をどう思いますか？

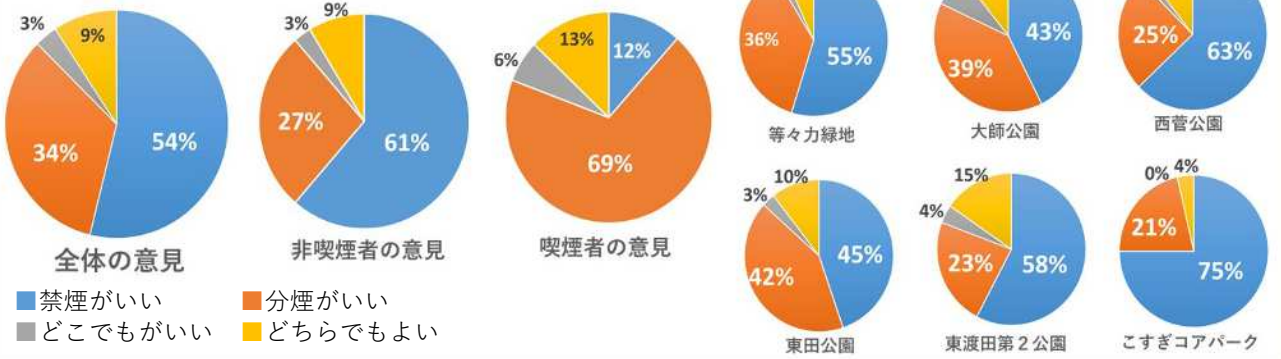

喫煙のどういうところが気になりますか？

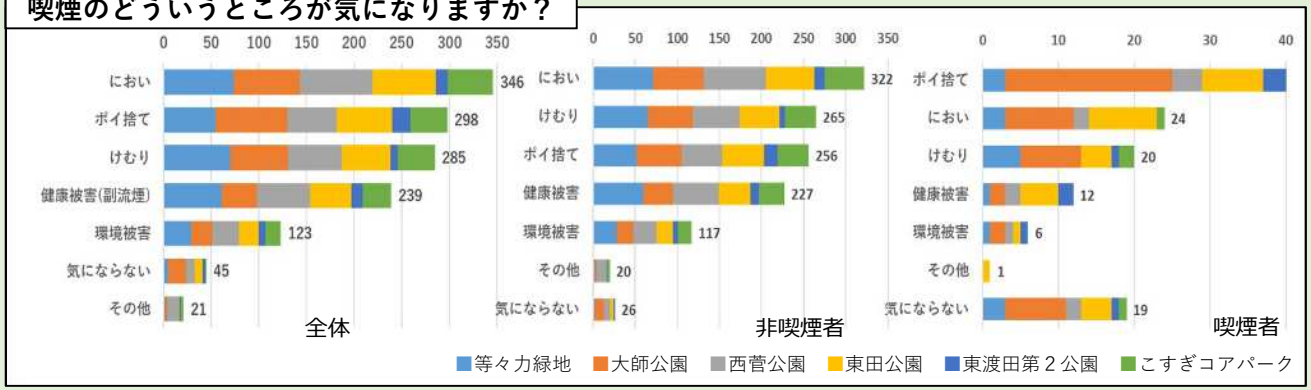

（2）試行期間中に寄せられた声

【禁煙に関する意見】

○　子供を育てるようになって、**歩きタバコと吸いがらのポイ捨てに恐怖を感じています。もし小さい子供たちが誤飲でもしてしまったらと思うと心配でなりません。**公園でも吸いがらを見かけます。条例で歩きタバコを規制していただきたいです。

○　ルフロン公園（川崎駅東口緑地）は喫煙所と化し、公園全体がポイ捨ての灰皿状態。市としてはまず第一歩として喫煙のルール違反者にはより一層厳しい条例を制定して、しっかりと取り締まっていただくことを要望します。

【分煙に関する意見】

○　等々力緑地の釣り堀を利用している。今日来たら灰皿がなくなっていた。**灰皿があればそこでちゃんと捨てる。このままではポイ捨てが増える。すぐに元に戻してほしい。**

○　タバコのポイ捨てや、副流煙が心配です。また、落ち葉の上に捨てる人がいて危険です。枯れた落ち葉上にポイ捨ては危ないです。スモーキングエリアを設置すれば「あそこで吸ってください！」と言えます。

【その他の意見】

○　**禁煙化の取組の看板をもっと増やしてほしい。ポイ捨てする人を見かけたら注意するようにしているが、看板やポスターがあると注意しやすい。**

これらの意見を踏まえて検討しました

公園内における喫煙の取り扱いに係わるパブリックコメントの実施について

Green For All KAWASAKI 2024

7.公園における喫煙の取り扱いの考え方（案）

公園内は原則禁煙。ただし、一部公園には喫煙可能スペースを設置。

（1）喫煙可能スペースを設置できる公園の考え方（案）

- **常駐管理者がいる公園は、喫煙可能スペースを設けることができる。**
  ※常駐管理者がいない公園は、全面禁煙
- 常駐管理者が、喫煙可能スペースの管理・美観維持等を行う。

（2）喫煙可能スペースの考え方

- 公園利用者の動線から離れた場所に設置
- 喫煙可能スペースをコーン等で区画
- 喫煙可能スペースである標識の掲示
- 灰皿・目隠し（パーテーション等）の設置はしない

●常駐管理者のいる公園（18公園）

管理形態		公園名
市が直接管理		夢見ヶ崎動物公園
民間管理	指定管理者制度による管理	生田緑地、富士見公園、等々力緑地、大師公園、桜川公園、小田公園、池上新田公園、緑化センター、早野聖地公園、緑ヶ丘霊園
民間管理	業務委託による管理	王禅寺ふるさと公園、御幸公園、中原平和公園、とんびいけ公園
民間管理	設置・管理許可による管理	橘公園、東田公園、池上新田南緑道

※設置・管理許可：都市公園法第５条に基づく申請により公園施設を公園管理者以外のものが管理する制度。

●喫煙可能スペース導入のフロー

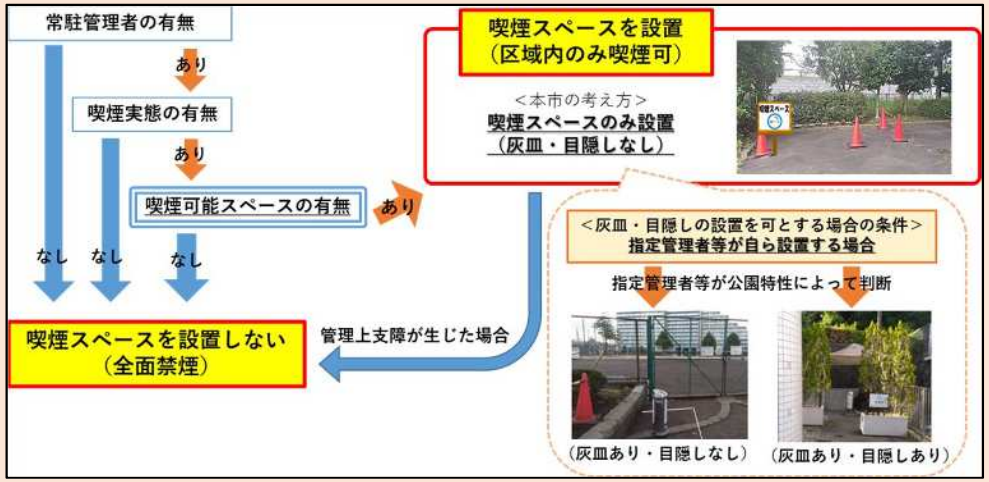

（3）都市公園条例を改正し、禁止行為に「喫煙」を加える考え方

- アンケートやこれまで寄せられた声から、公園内での喫煙に対して、**何らかの対策が求められていること**
- **改正健康増進法では**特定施設以外の屋外については喫煙者の周囲への**配慮義務まで**しかないので、実行性が担保できないこと
- 「喫煙」を条例の禁止事項に加えることで、公園ルールの周知・案内が**分かりやすい形で行えること**

考え方：市内都市公園において禁止する行為として「喫煙」を加えます。

※公園で許可なく禁止行為を行った場合は、過料に科される対象になります。

公園における喫煙の取り扱いの考え方(案)に対して皆様のご意見を伺います

8.スケジュール

時期	内容
令和６年３月１日～４月３０日	市内６公園にて試行実施 ・対象公園で禁煙の御協力のお願い ・対象公園で現地アンケートを実施
令和６年９月１０日～１０月１０日	パブリックコメントによる意見募集
令和６年度中	試行実施でのアンケート結果や寄せられた意見、パブリックコメントで寄せられた意見を踏まえ、公園内での喫煙に関する取り扱いについて、方針を決定します。

9.パブリックコメントはこちらから！

皆様のご意見をお待ちしております！

パブリックコメント案内ページ

ご意見提出ページ
（9月10日～10月10日）

川崎市の公園における禁煙の取り扱いについて
みなさんのご意見をお聞かせください

1　意見の募集期間

令和６年９月１０日（火）から１０月１０日（木）まで
※　郵送の場合は、令和６年１０月１０日（木）消印有効
※　持参の場合は、１０月１０日（木）１７時１５分まで

2　意見の提出方法

次のいずれかの方法でご意見をお寄せください。

①郵送　下記住所にお送りください。
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市建設緑政局緑政部みどりの管理課あて

②FAX　044-200-3973　建設緑政局緑政部みどりの管理課あて

③持参　受付時間　8時30分から17時15分まで

④インターネット入力フォーム
スマートフォンで回答される方は、下記QRコードからアクセスできます。
パソコンで回答される方は、下記よりアクセスください。

https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/0-Curr-10-20.html

※川崎市ホームページの「意見募集（パブリックコメント）」にアクセスし、ホームページ上の案内に従って御利用ください。

⑤電子メール　53mikan@city.kawasaki.jp

意見書の書き方

※意見書の書式は自由です。

※「御意見」とともに、必ず「題名」、「氏名（団体の場合は名称及び代表者の氏名）」、「住所」、「電話番号」を明記し提出してください。なお、氏名、住所及び電話番号は、意見書の内容を確認させていただく場合があるため記載をお願いするものです。

3　問い合わせ先

〒２１０－８５７７　川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市建設緑政局緑政部みどりの管理課
電　話：０４４（２００）２３９４
ＦＡＸ：０４４（２００）３９７３

注意事項

※電話や来庁による口頭での御意見はお受けできません。
※御意見に対する個別回答はいたしませんが、市の考え方を市ホームページで公表します。
※いただいた個人情報は、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき適正に取扱います。

川崎市の公園における禁煙の取り扱いについてご意見をお聞かせください

意見募集期間: 令和6年9月10日(火)から令和6年10月10日(木)まで

本市では、魅力的な公園づくりに向けて、望まない受動喫煙の軽減、たばこの火による安全面やポイ捨ての改善を図り、子どもたち等が安全に安心して利用できる環境を確保するため、公園における喫煙の取り扱いを取りまとめました。

ご意見は、こちらから

次について、ご意見をお聞かせください

1　公園は、原則禁煙とし、一部公園（常駐管理者がいる公園）は、喫煙可能スペースを設置すること
2　喫煙可能スペースを設置する場合の考え方（設置の公園、仕様など）
3　都市公園条例を改正し、禁止行為に喫煙を加えること

川崎市の公園における禁煙の取り扱いについて

1　これまでの経緯

（1）公園内の喫煙に関する動向

・現在、本市の公園内での喫煙については公園利用者のマナーとして、他の公園利用者の方々に迷惑にならないよう配慮のお願いや、注意喚起の看板設置をしています。

・平成３０年に健康増進法が改正され、「国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進する」こととされました。

・これまで、公園内の喫煙に対して様々なご意見が寄せられており、公園管理者として何かしらの受動喫煙対策を求められています。

・公園内での望まない受動喫煙の軽減、タバコの火による安全面やポイ捨てに伴う美化に係る課題等を整理し、喫煙の取扱いを検討しました。

（2）一部公園での禁煙の試行実施（令和6年3月から4月(61日間)）

公園内における受動喫煙対策等に向けた取組を進めるため、令和6年3月1日から4月30日まで、特徴の異なる6つの公園において、禁煙の試行実施を行い、利用者アンケートを行いました。

1）試行実施の結果

・アンケートの回答者数は５１８人で、「吸わない」が85%、「よく吸う」が11%、「たまに吸う」が4%の割合でした。

・「公園での喫煙をどう思うか」の質問では、全体の54%が「禁煙がいい」、34%が「分煙がいい」、9%が「どちらでもいい」、3%が「どこでもがいい」という割合でした。また、「吸わない」と回答した人の61%が「禁煙がいい」で、27%が「分煙がいい」と回答しています。

・「喫煙の気になること」の複数選択肢での質問では、多い順に並べると「におい」「けむり」「ポイ捨て」「健康被害（副流煙）」の順になりました。

2）現地でのアンケート調査の結果

・歩きタバコと吸いがらのポイ捨てに恐怖を感じています。もし小さい子供たちが誤飲でもしてしまったらと思うと心配でなりません。

・灰皿があればそこでちゃんと捨てる。このままではポイ捨てが増える。すぐに元に戻してほしい。

・禁煙化の取組の看板をもっと増やしてほしい。ポイ捨てする人を見かけたら注意するようにしているが、看板やポスターがあると注意しやすい。

2　公園における喫煙の取り扱いの考え方（案）

公園内は原則禁煙。ただし、一部公園には喫煙可能スペースを設置

（1）喫煙可能スペースを設置できる公園の考え方（案）

●常駐管理者がいる公園は、喫煙可能スペースを設けることができる。
（常駐管理者がいない公園は、全面禁煙）

※常駐管理者が、喫煙可能スペースの管理・美観維持等を行う。

常駐管理者のいる公園（18公園）

管理形態		公園名
市が直接管理		夢見ヶ崎動物公園
民間管理	指定管理者制度による管理	生田緑地、富士見公園、等々力緑地、大師公園、桜川公園、小田公園、池上新田公園、緑化センター、早野聖地公園、緑ヶ丘霊園
民間管理	業務委託による管理	王禅寺ふるさと公園、御幸公園、中原平和公園、とんびいけ公園
民間管理	設置・管理許可による管理	橘公園、東田公園、池上新田南緑道

※設置・管理許可：都市公園法第５条に基づく申請により公園施設を公園管理者以外のものが管理する制度。

（2）喫煙可能スペースを設置する場合の考え方（案）

●公園利用者の動線から離れた場所に設置
●喫煙可能スペースをコーン等で区画
●喫煙可能スペースである標識の掲示
●灰皿・目隠し（パーテーション等）の設置はしない

＜喫煙可能スペース設置イメージ＞

（3）都市公園条例を改正し、禁止行為に「喫煙」を加える考え方

●アンケートやこれまで寄せられた声から、公園内での喫煙に対して、何らかの対策が求められていること

●改正健康増進法では特定施設以外の屋外については喫煙者の周囲への配慮義務までしかないので、実行性が担保できないこと

●「喫煙」を条例の禁止事項に加えることで、公園のルールの周知・案内が分かりやすい形で行えること

考え方：市内都市公園において禁止する行為として「喫煙」を加える。

※公園で許可なく禁止行為を行った場合は、過料に科される対象になります。

皆さんのご意見をお聞かせください！

公園内における喫煙の取り扱いに係わるパブリックコメントの実施結果について

1.公園における喫煙の取り扱いの考え方（案）

公園内は原則禁煙。ただし、一部公園には喫煙可能スペースを設置。

（1）喫煙可能スペースを設置できる公園の考え方（案）

- **常駐管理者がいる公園は、喫煙可能スペースを設けることができる。**
  ※常駐管理者がいない公園は、全面禁煙とする。
- 常駐管理者が、喫煙可能スペースの管理・美観維持等を行う。

（2）喫煙可能スペースの考え方

- 公園利用者の動線から離れた場所に設置
- 喫煙可能スペースをコーン等で区画
- 喫煙可能スペースである標識の掲示
- 喫煙可能スペースの仕様（灰皿・目隠し等）は、各公園の利用実態・規模等に応じて常駐管理者と協議のうえ、決定

●常駐管理者のいる公園（１８公園）

管理形態		公園名
市が直接管理		夢見ヶ崎動物公園
民間管理	指定管理者制度による管理	生田緑地、富士見公園、等々力緑地、大師公園、桜川公園、小田公園、池上新田公園、緑化センター、早野聖地公園、緑ヶ丘霊園
民間管理	業務委託による管理	王禅寺ふるさと公園、御幸公園、中原平和公園、とんびいけ公園
民間管理	設置・管理許可による管理	橘公園、東田公園、池上新田南緑道

※設置・管理許可：都市公園法第５条に基づく申請により公園施設を公園管理者以外のものが管理する制度。

●喫煙可能スペース導入のフロー

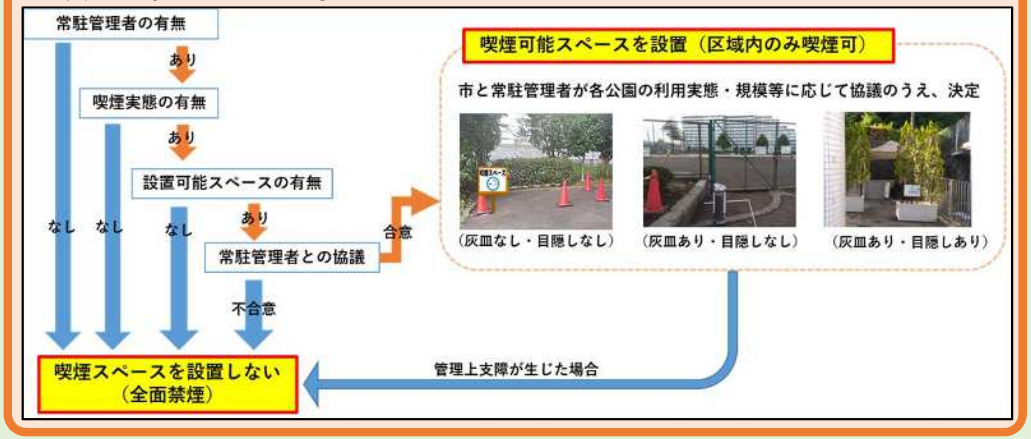

（3）都市公園条例を改正し、禁止行為に「喫煙」を加える考え方

- アンケートやこれまで寄せられた声から、公園内での喫煙に対して、**何らかの対策が求められていること**
- **改正健康増進法では**特定施設以外の屋外については喫煙者の周囲への**配慮義務まで**しかないので、実行性が担保できないこと
- 「喫煙」を条例の禁止事項に加えることで、公園ルールの周知・案内が**分かりやすい形で行えること**

考え方：市内都市公園において禁止する行為として「喫煙」を加えます。

※条例第３条に基づく公園内の行為許可を受け、地域の行催事や公園を利用したイベント等で主催者が一時的に設けた喫煙スペースでの喫煙は除く。
※公園で許可なく禁止行為を行った場合は、過料に科される対象になります。

2.今後のスケジュール

時期	内容
令和７年２月	・都市公園条例改正の議案提案
令和７年４月～６月	・公園内原則禁煙化の看板設置・周知・啓発 ・喫煙可能スペースについて常駐管理者と協議・設置
令和７年７月～	・条例施行（公園内は原則禁煙） ・公園巡回員によるパトロール ・公園内原則禁煙化の看板設置・周知・啓発

3.周知・運用の方法

- 市ホームページ等による周知
- 公園管理団体・関係団体への説明
- 各公園に周知看板を順次設置
- 公園巡回員によるパトロールを実施
- 喫煙可能スペースを設置した公園において、案内看板・園内パンフレット等による案内